川崎市交通事故相談員証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民文化局市民生活部地域安全推進課に所属する川崎市交通事故相 談員(以下「相談員」という。)に対する川崎市交通事故相談員証(以下「相談員証」と いう。)の交付、携帯及び取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(相談員証の交付)

第2条 相談員の身分を対外的に明確にするため、相談員に対し相談員証(第1号様式を 交付するものとする。

(相談員証の携帯等)

- 第3条 相談員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、相談員証を常に 所持し、職務の執行にあたり必要な場合は、呈示しなければならない。
- 2 相談員証は、取扱いを慎重にし、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 相談員証を亡失若しくは損傷したとき又は、表面記載事項に変更のあった場合は、川 崎市交通事故相談員証再交付願(第2号様式)を提出し、再交付を受けなければならな い。ただし、損傷若しくは表面記載事項に変更のあった場合は、当該相談員証を添付し なければならない。
- 4 退職、死亡等の場合は、遅滞なく相談員証を返納しなければならない。

(有効期間)

第4条 相談員証の有効期間は、交付の日から任用期間終了日までとする。ただし、任用 期間中に相談員としての身分を失ったときは、その身分を失った日をもって失効する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附則

- この要綱は、平成13年7月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(表)

川崎市交通事故相談員証 第 号 氏 名 所 属 写 真 職員コード 生年月日 性 別 有効期限 年 月 日まで有効 川崎市市民文化局長 印

(裏)

注 意

- 1 本証は常に携帯し、必要のある場合は呈示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与又は譲渡しなくてはならない。
- 3 職員の身分を失ったときは、速やかに返還しなくてはならない。
- 4 本証を亡失若しくは損傷した場合又は表面記載の事項に変更のあった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

用紙縦 6. 4センチメートル

横 9. 1センチメートル

			押	印	欄	
川崎	市交通事	·	证再交付	·原首		
7 · 11 · · · ·	1100000	7. TH H. 7.5.4 H				_月
川崎市市民文化局	長 様		所属_ 職名_ 氏名_ 住所_			
欠のとおり交付願い:	ます。		生年月			
次のとおり交付願い 職員コード	ます。					
	ます。 1 紛 2 2 破 打					
職員コード	1 紛 🤌	損				

注 ※欄は記入しないてください。